

改正鳥獣特措法に関する Q&A（未定稿）

令和 3 年 6 月時点

この Q&A は、令和 3 年 6 月に成立した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 71 号）」について、これまでの国会での議論等を踏まえ、当省としての対応方針等を取りまとめたものであり、今後変更があり得ます。

目 次

1. 総論

- (1-1) 今回の改正の趣旨、概要を教えてください。
- (1-2) 法改正を踏まえて、基本指針を改正する予定はありますか。改正する場合、改正内容や改正時期を教えてください。
- (1-3) 法改正を踏まえて、市町村では被害防止計画を見直す必要はありますか。

2. 銃刀法に基づく技能講習（附則第3条第2項関係）

- (2-1) 附則第3条第2項に規定する免除期限が5年延長された理由を教えてください。また、なぜ「4月15日」までとなったのか教えてください。

3. 都道府県の被害防止に関する措置（第7条の2第2項関係）

- (3-1) 法第7条の2第2項「被害防止について」を「被害防止に関する」と改正することにより、同項に基づき都道府県知事が実施する措置の内容について、法改正の前後でどのように変わるのか教えてください。
- (3-2) 今般の改正を踏まえ、国は、鳥獣特措法の基本指針の改訂等により法第7条の2第2項に基づき都道府県や市町村が実施すべき手続、調査等に係る考え方を決定・公表する予定はありますか。予定がある場合、決定・公表時期を教えてください。
- (3-3) 市町村長はどのような場合に、法第7条の2第1項に基づき都道府県知事に対して要請できるのですか。また、市町村長が都道府県知事に対して要請する場合、どのような手続を踏む必要がありますか。
- (3-4) 法第7条の2第2項において「都道府県知事は」「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずる」とされていますが、都道府県自らが捕獲等を実施する場合、市町村長に委譲している捕獲許可に係る権限を都道府県知事に戻す必要はありますか。
- (3-5) 法第7条の2第2項「協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ」とは、具体的にどのような連携体制を想定していますか。また、既存の協議会等の会議体を活用することはできますか。
- (3-6) 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が「関係市町村相互間の連絡調整」やその他の「被害の防止に関し必要な措置」を行うこととされていますが、具体的にどのような措置を想定していますか。

- (3-7) 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が措置を講じる場合、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を見直す必要はありますか。
- (3-8) 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が関係市町村相互間の連絡調整を行った上で関係市町村が捕獲等を実施する場合、当該市町村は被害防止計画を見直す必要はありますか。
- (3-9) 法第8条第1項に基づく調査・措置に対する国の財政上の措置とは具体的にどのような措置ですか。

4. 多様な人材の活用（第9条関係）

- (4-1) 法第9条に「市町村長は、（中略）実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする」とありますが、「意欲及び能力を有する」者とは具体的にどのような者ですか。
- (4-2) 法第9条に「市町村長は、（中略）実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする」とありますが、「多様な人材」とは具体的にどのような人材ですか。
- (4-3) 法第9条に「市町村長は、（中略）実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする」とありますが、市町村長は、多様な人材を活用しなければならないのですか。現在の実施隊の状況の如何に関わらず、実施隊の構成を見直す必要がありますか。

5. 技術開発の成果の普及（第14条関係）

- (5-1) 法第14条に、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の「成果の普及」とありますが、「成果の普及」について、国はどのように対応しますか。また、都道府県はどのように対応することが想定されていますか。

6. 適正な処理のための措置（第10条関係）

- (6-1) 法第10条に「効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供」とありますが、これについて、国はどのように対応しますか。また、地方公共団体はどのように対応することが想定されていますか。

7. 有効利用のための措置（第10条の2関係）

- (7-1) 改正により、捕獲等をした鳥獣の利用方法として、ペットフード及び皮革が追加されまし

たが、市町村長は被害防止計画中にペットフード及び皮革としての利用に関する事項を定めなくてはならないのでしょうか。

(7-2) 捕獲等をした鳥獣の有効利用について、法第4条第2項第8号に「食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等」とありますが、食品、ペットフード及び皮革以外にどのような用途が含まれるのでしょうか。

(7-3) 法第10条の2第1項「対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進」について、国はどのように対応しますか。また、地方公共団体や事業者はどのように対応することが想定されていますか。

(7-4) 法第10条の2第2項「対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材」とは具体的に何ですか。

(7-5) 法第10条の2第2項「対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実」のため、国はどのように対応しますか。また、地方公共団体はどのように対応することが想定されていますか。

(7-6) 法第10条の2第3項において、連携強化の対象となる事業者として、「加工、流通又は販売を行う事業者」を追加していますが、具体的にどのような事業者が対象となりますか。また、具体的にどのような連携を想定していますか。

(7-7) 法第10条の2第3項において、連携強化の対象となる事業者として、「加工、流通又は販売を行う事業者」を追加していますが、国は、連携強化の対象に加工・流通・販売事業者等を明示した結果としてどのような施策を行うことを想定していますか。

8. 人材育成の充実強化（第15条関係）

(8-1) 人材育成に関する規定（法第15条）が改正されていますが、これにより国等の人材育成はどのように変わるのでしょうか。

(8-2) 法第15条の「農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等（食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。）」及び「捕獲等鳥獣の有効利用」についての「専門的な知識経験」とは具体的に何ですか。

(8-3) 法第15条に「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施」とありますが、具体的にどういった関係者の連携によるどのような研修を想定していますか。また、このため国及び地方公共団体はどのような対応を行うことを想定していますか。

9. 施行日について

(9-1) 改正法の施行日はいつを予定していますか。

1. 総論	
(1-1) 今回の改正の趣旨、概要を教えてください。	・ 農作物被害は平成 24 年度をピークに減少してきたものの、依然として高水準で推移しています。加えて、鳥獣の捕獲を担う狩猟者について、高齢化が進展しています。 ・ 捕獲した鳥獣の有効利用については、近年着実に利用が進んでいますが、捕獲した個体を有効に活用するため、更なる取組の推進が必要となります。 ・ 以上のような状況を踏まえ、被害防止対策をより一層効果的に推進するため、鳥獣の捕獲等の強化や、鳥獣の適正な処理・有効利用を更に推し進めるとともに、人材育成の充実強化を図るため、令和 3 年 6 月、議員立法により鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の一部を改正する法律が成立したところです。 ・ 今回の改正では、 ① 実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者について、銃刀法に基づく猟銃所持許可更新時等に必要な技能講習の免除措置の期限の約 5 年間の延長（令和 3 年 12 月 3 日まで→令和 9 年 4 月 15 日まで） ② 都道府県による被害防止に関する措置に係る規定の追加 ③ 捕獲した鳥獣のペットフード及び皮革等としての利活用の推進に係る規定の追加 ④ 鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者の育成に係る規定の追加 のほか、各種規定が整備されました。
(1-2) 法改正を踏まえて、基本指針を改正する予定はありますか。改正する場合、改正内容や改正時期を教えてください。	・ 法第 3 条に基づき農林水産大臣が定める基本指針（以下「基本指針」という。）については、今回の法改正を踏まえた改正を予定しています。 ・ 今後、改正基本指針案の検討、関係省庁との協議、パブリックコメント等の所定の手続きを経て、令和 3 年秋頃の改正を見込んでいます。
(1-3) 法改正を踏まえて、市町村では被害防止計画を見直す必要はありますか。	・ 今回の改正によって、実施隊への任命に当たっての多様な人材の活用への配慮、加工施設や搬入用設備・資材の整備充実、捕獲した鳥獣の愛玩動物用飼料（ペットフードをいう。以下同じ。）や皮革としての利用等に関する事項が追加されました。 ・ 現在、農林水産省の通知※でお示ししている被害防止計画の参考様式でも、これらの内容について、地域の状況に応じて記載していただいているところであり、法律上は、直ちに被害防止計画を見直す必要はなく、見直しの期限についても特段の定めはありません。

	令和３年秋頃に予定している改正基本指針の内容も踏まえ、地域の状況に応じて適宜、見直しを行ってください。 ※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（19 生産第 8422 号農林水産省生産局長通知）
2. 銃刀法に基づく技能講習（附則第３条第２項関係）	
（2-1）附則第３条第２項に規定する免除期限が５年延長された理由を教えてください。また、なぜ「４月１５日」までとなったのか教えてください。	- 法附則第３条第２項の規定は、実施隊以外の者について、銃刀法に基づく技能講習を免除する規定であり、平成２８年の改正により「令和３年１２月３日まで」とされ、本年１２月３日に期限を迎えます。 - 本規定は、実施隊員以外の方の被害防止対策における重要性に鑑み、平成２４年に期限付きで盛り込まれた後、平成２６年に２年間、平成２８年に５年間の延長措置が講じられてきました。 - 市町村の被害防止施策の実施に当たっては、引き続き実施隊員以外の捕獲者の協力が重要であることから、更に５年間の延長が必要と国会で判断されたものです。 - 期日については、狩猟期間に合わせ、「４月１５日まで」とされたものです。 「狩猟期間」は、毎年１０月１５日（北海道にあっては、毎年９月１５日）から翌年４月１５日まで（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第２条第９項において規定）
3. 都道府県の被害防止に関する措置（第７条の２第２項関係）	
（3-1）法第７条の２第２項「被害防止について」を「被害防止に関する」と改正することにより、同項に基づき都道府県知事が実施する措置の内容について、法改正の前後でどのように変わるのか教えてください。	- 改正前の法第７条の２における「被害を防止するため必要な措置」については、具体的に発生が想定される被害を防止するための措置が想定されますが、「被害防止に関する」と規定することにより、そのような被害に限ることなく被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行うことができるようになります。 - これにより、例えば、具体的に発生が想定される被害に係る捕獲のみならず、 - 別の市町村や県を越えて新たな被害を与えてしまうことを防ぐための捕獲や、 - 市町村や県を跨ぐ林の中の繁殖場所に生息し、農地周辺に出没する可能性がある個体の捕獲などの広域的な対策が可能になると考えています。

(3-2) 今般の改正を踏まえ、国は、鳥獣特措法の基本指針の改正等により法第7条の2第2項に基づき都道府県や市町村が実施すべき手続、調査等に係る考え方を決定・公表する予定はありますか。予定がある場合、決定・公表時期を教えてください。	・ 法改正を踏まえた基本指針の改正を予定していますので、この指針や関係通知等の中で、法第7条の2第2項に基づく手続、調査等についても決定・公表する予定です。 ・ 基本指針の改正は令和3年秋頃を予定しています。
(3-3) 市町村長はどのような場合に、法第7条の2第1項に基づき都道府県知事に対して要請できるのですか。また、市町村長が都道府県知事に対して要請する場合、どのような手続を踏む必要がありますか。	・ 市町村長は、市町村が被害防止計画に基づいて行う対策のみでは、鳥獣による農林水産業等への被害を十分に防止することが難しいと判断する場合、都道府県知事に対し、必要な措置を講じるよう要請できます（法第7条の2第1項）。 ・ 法律上、要請する場合の特段の手続は規定されていませんが、市町村長として、市町村における被害や対策の状況の十分な把握に努めるとともに、都道府県との情報共有を含む事前協議を行うことが重要です。 ・ なお、法改正を踏まえた基本指針の改正を令和3年秋頃に予定しており、この指針や関係通知において、要請についての考え方等を公表する予定です。
(3-4) 法第7条の2第2項において「都道府県知事は」「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずる」とされていますが、都道府県自らが捕獲等を実施する場合、市町村長に委譲している捕獲許可に係る権限を都道府県知事に戻す必要はありますか。	・ 鳥獣保護管理法に基づく管理の目的のための捕獲には、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整のための捕獲と被害の防止のための捕獲があります。 ・ 多くの場合、個体数調整のための捕獲許可権限については、都道府県知事がある権限を有しており、被害の防止のための捕獲許可権限については、市町村長に委譲されているものと承知しています。 ・ 改正後の法第7条の2第2項に基づき都道府県自らが捕獲を実施する場合には、「被害の防止に関し必要な措置」として、個体数調整のための捕獲が可能となりますので、都道府県知事が有する個体数調整のための捕獲の許可権限に基づき捕獲が行われることを想定しています。
(3-5) 法第7条の2第2項「協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ」とは、具体的にどのような連携体制を想定していますか。また、既存の協議会等の会議体を活用することはできますか。	・ 連携体制としては、関係自治体により鳥獣被害防止対策の協議会を設置するほか、関係自治体間の情報交換等を行う多目的の会議体や、担当部局間の意見交換の場等を活用することを想定しています。 ・ また、関係自治体に参加しているものであれば、既存の協議会等の会議体を協議の場として活用することもできます。

(3-6) 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が「関係市町村相互間の連絡調整」やその他の「被害の防止に関し必要な措置」を行うこととされていますが、具体的にどのような措置を想定していますか。	・ 都道府県が行う措置は、市町村が単独で行うことが難しい被害防止の対策であり、特に複数市町村に跨るような広域的な捕獲のための措置が想定されます。 ・ より具体的には、都道府県が関係市町村間の連絡調整を行うことで、複数市町村が連携した捕獲活動を行うほか、都道府県自らが、被害防止に関する個体数調整のための捕獲を行うことが想定されます。
(3-7) 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が措置を講じる場合、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を見直す必要はありますか。	・ 法第7条の2第2項では、「調査を行い、その結果必要があると認めるときは」、「第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施」その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない、とされています。 ・ このため、法第7条の2第2項に基づき実施する捕獲等の内容を踏まえ、必要がある場合には、第二種特定鳥獣管理計画の見直し（対象地域や管理の目標の変更等）を行ってください。
(3-8) 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が関係市町村相互間の連絡調整を行った上で関係市町村が捕獲等を実施する場合、当該市町村は被害防止計画を見直す必要はありますか。	・ 法第7条の2第2項に基づき、都道府県知事が関係市町村相互間の連絡調整を行い、関係市町村が捕獲等を実施する場合、当該捕獲等の内容を踏まえ、必要がある場合には、現行の被害防止計画の見直し（対象地域の変更等）を行ってください。
(3-9) 法第8条第1項に基づく調査・措置に対する国の財政上の措置とは具体的にどのような措置ですか。	・ 改正後の法第8条に基づく財政上の措置については、今後、関係省庁と連携しながら具体的に検討することとしています。
4. 多様な人材の活用（第9条関係）	
(4-1) 法第9条に「市町村長は、(中略) 実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする」とありますが、「意欲及び能力を有する」者とは具体的にどのような者ですか。	・ 「意欲及び能力を有する者」は、被害防止計画に基づく対策に積極的に参加する意欲を有し、かつ、対策を実施するために必要な能力を有する者です。 ・ なお、必要な能力とは、直接の捕獲を行う能力に限定されるものではなく、わなの見回り等の捕獲の補助や、侵入防止柵の設置や管理、集落の放任果樹の除去等の対策を実施する能力も含まれます。
(4-2) 法第9条に「市町村長は、(中略) 実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする」とありますが、「多様な人材」とは具体的にどのような人材ですか。	・ 現在、市町村によっては、鳥獣被害対策実施隊員が市町村職員のみで構成されている場合がある等、体制の充実が必要と考えられる事例があります。 ・ このため、「多様な人材」とは、市町村職員や、捕獲の有資格者のほか、主には、地域の農林漁業者や農林漁業団体の職員、地域住民の方が想定されますが、地域外の方であっても対策への参加を希望される方がいる場合には、こうした方の活用にも配慮することとなります。

(4-3) 法第9条に「市町村長は、(中略)実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする」とありますが、市町村長は、多様な人材を活用しなければならないのですか。現在の実施隊の状況の如何に関わらず、実施隊の構成を見直す必要がありますか。	- 市町村において多様な人材を活用している実績がないからといって直ちに是正が求められるわけではありませんが、被害の現状に問題があり、かつ対策に参加する意欲及び能力を有する者がいる場合には、体制の強化を図るため、市町村長はそうした方の活用に配慮する必要があります。 - また、実施隊の体制については、将来的に対策の担い手が継続的に確保できるかという観点も含め、地域の状況に応じて、適宜見直しを行ってください。
5. 技術開発の成果の普及（第14条関係）	
(5-1) 法第14条に、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の「成果の普及」とありますが、「成果の普及」について、国はどのように対応しますか。また、都道府県はどのように対応することが想定されていますか。	- 国では、ICT等を活用した自動捕獲や遠隔捕獲が可能な機器や、ドローンを活用した生息調査等の技術情報について、農水省HPやイベントを通じて情報発信を行っています。 - 法改正を踏まえ、今後、技術情報の発信や普及に係る取組の更なる充実強化に努める考えです。 - 都道府県では、必要に応じて国が発信する情報等を参照しつつ、捕獲等についての新技術の実証や、技術取得のための研修会等の取組を実施することを想定しています。
6. 適正な処理のための措置（第10条関係）	
(6-1) 法第10条に「効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供」とありますが、これについて、国はどのように対応しますか。また、地方公共団体はどのように対応することが想定されていますか。	- 国では、複数市町村による焼却施設の共同整備等の広域的な取組や、共同埋設地における集団埋設等の効率的な処理に関する取組について農水省HPにおいて情報発信を行っています。 - 法改正を踏まえ、今後、効率的な処理方法に関する情報収集及び提供の更なる充実強化に努める考えです。 - 地方公共団体では、必要に応じて国が発信する情報等を参照しつつ、各地域に応じた処理方法を選択し、適切な処理を推進することを想定しています。
7. 有効利用のための措置（第10条の2関係）	
(7-1) 改正により、捕獲等をした鳥獣の利用方法として、ペットフード及び皮革が追加されましたが、市町村長は被害防止計画中にペットフード及び皮革としての利用に関する事項を定めなくてはならないのでしょうか。	- 今回の改正によって、被害防止計画に定める事項として、ペットフードや皮革としての利用に関する事項が追加されましたが、農林水産省の通知※でお示ししている現行の被害防止計画の参考様式でも、これらの項目について記載することとなっています。 - このため、当該通知に基づく様式で被害防止計画を作成されている場合、法律上は、直ちに被害防止計画の見直しを行っていただく必要はありません。 - 令和3年秋頃に予定している改正基本指針の内容も踏まえ、地域の状況に応じて適宜、見直しを行ってください。

	(関連質問：1-3) ※鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（19 生産第 8422 号農林水産省生産局長通知）
(7-2) 捕獲等をした鳥獣の有効利用について、法第 4 条第 2 項第 8 号に「食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等」とありますが、食品、ペットフード及び皮革以外にどのような用途が含まれるのでしょうか。	食品、ペットフード及び皮革以外の用途としては、油脂、骨及び角の有効利用や動物園等での屠体給餌としての利用等が含まれます。
(7-3) 法第 10 条の 2 第 1 項「対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進」について、国はどのように対応しますか。また、地方公共団体や事業者はどのように対応することが想定されていますか。	- 食品衛生については、食品衛生法の改正により原則として全ての食品等事業者には HACCP（国際的に認められた衛生管理手法）の実施が義務づけられました。 - 国では、食品衛生の観点から、改正食品衛生法に沿って事業者団体が作成した衛生管理の実施のための手引き書や、厚生労働省が定めた「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月策定）の普及・啓発を進めます。 - また、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図る観点から、平成 30 年度に策定した「国産ジビエ認証制度」の普及を進めます。 - 地方公共団体では、都道府県等の保健所において、食品衛生法（HACCP 含む）及び上記ガイドラインに基づく衛生管理がなされているか、野生鳥獣肉を取り扱う事業者の監視指導等を実施することが想定されます。 - 野生鳥獣肉を取り扱う加工、流通及び販売事業者においても、改正食品衛生法及び上記ガイドラインに基づく衛生管理の遵守が求められています。また、国産ジビエ認証未取得の食肉処理加工施設では、同認証の取得についても検討していただきたいと考えています。
(7-4) 法第 10 の 2 第 2 項「対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材」とは具体的に何ですか。	「設備」としては、捕獲した鳥獣を捕獲現場から道路まで運ぶ運搬車、移動式解体処理車、保冷車等施設への運搬等をするための設備が挙げられます。 「資材」としては、冷却装置、冷風機等施設への搬入までの間に肉質を劣化させないために冷却する装置や資材が挙げられます。
(7-5) 法第 10 の 2 第 2 項「対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実」のため、国はどのように対応しますか。また、	国では、現在、鳥獣被害防止総合対策交付金により施設への搬入促進に必要な設備等の整備を支援するとともに、移動式解体処理車を用いた搬入事例等優良事例を農水省 HP において紹介しています。

地方公共団体はどのように対応することが想定されていますか。	・ 法改正を踏まえ、今後、搬入に必要な設備及び資材の更なる整備充実のために必要な支援の充実強化に努める考えです。 ・ 地方公共団体では、捕獲者への搬入促進に関する普及啓発と設備や資材の整備等への支援により施設への搬入を推進することを想定しています。
(7-6) 法第 10 条の 2 第 3 項において、連携強化の対象となる事業者として、「加工、流通又は販売を行う事業者」を追加していますが、具体的にどのような事業者が対象となりますか。また、具体的にどのような連携を想定していますか。	・ 「事業者」としては、 ○ 捕獲した鳥獣を食品、ペットフード、皮革等として利用するために原料を加工する加工事業者 ○ 卸売業などの流通事業者 ○ レストランなどの飲食事業者 ○ 小売店などの販売事業者 を想定しています。 ・ 具体的な連携としては、上記の事業者が連携して、レストランや小売店などの実需者が求める量及び品質の原料を安定供給する体制の構築に取り組むことを想定しています。
(7-7) 法第 10 条の 2 第 3 項において、連携強化の対象となる事業者として、「加工、流通又は販売を行う事業者」を追加していますが、国は、連携強化の対象に加工・流通・販売事業者等を明示した結果としてどのような施策を行うことを想定していますか。	・ 国では、事業者の連携強化のため、加工事業者、流通事業者、飲食事業者等が一体となって取り組む商品の開発、加工事業者と飲食事業者・販売事業者とのマッチングイベントの開催等コンソーシアム形式での取組を支援しています。 ・ また、連携強化を通じた安定供給を円滑なものとするため、食肉への加工に関する規格の統一等の環境整備や、新規需要開拓のため、捕獲した鳥獣の有効利用に関する農水省 HP での情報発信等にも取り組んでいます。 ・ 法改正を踏まえ、今後、事業者の連携強化や環境整備等に係る取組の更なる充実強化に向けて検討する考えです。
8. 人材育成の充実強化（第 15 条関係）	
(8-1) 人材育成に関する規定（法第 15 条）が改正されていますが、これにより国等の人材育成はどのように変わのでしょうか。	・ 国では、被害防止対策の担い手の育成・確保のため、自治体の職員等を対象にした研修の実施や、被害防止に係る技術情報の提供、若者や女性を対象とした捕獲入門セミナーの開催等を行っています。 ・ また、捕獲した鳥獣の利用拡大及び処理加工に携わる人材の育成・確保のため、新たに処理加工施設に従事する者に対する衛生的な処理や解体等の技術・知識に関する研修や、それらについてのレベル向上のための研修会の開催等を行っています。 ・ 法改正を踏まえ、今後、 ○ 広域的な被害防止対策の推進のため、鳥獣の生態・生息状況等について専門的な知識・経験を有する人材や、

	効率的な捕獲の技術を有する人材の育成 ○ 捕獲した鳥獣の食品としてのさらなる利用率の向上を図るため、捕獲から施設搬入までの衛生管理の知識を有する捕獲者（所謂「ジビエハンター」）の育成・確保を行うとともに、皮革等としての有効利用に係る人材の育成 等を含め、必要な取組の更なる充実強化に努める考えです。
(8-2) 法第 15 条の「農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等（食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法によるものを含む。）」及び「捕獲等鳥獣の有効利用」についての「専門的な知識経験」とは具体的に何ですか。	・ 「農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等」についての「専門的な知識経験」とは、猟銃やわな等捕獲に係る基本的な技術はもちろん、広域的な被害防止対策に必要となる鳥獣の生態や生息状況に係る知識、奥山での効率的な捕獲技術等の専門的な知識経験を想定しています。 ・ 「食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用に適した方法」による捕獲等についての「専門的な知識経験」とは、個体を傷つけない罠の設置方法等の捕獲方法や苦痛を与えない止め刺し技術等、捕獲個体の用途に適した捕獲方法を想定しています。 ・ また、「捕獲等鳥獣の有効利用」についての「専門的な知識経験」とは、 ○ 食品として利用する場合には、止め刺し及び放血技術、施設への搬入方法に加え、捕獲個体の異常確認、食中毒の防止対策等、捕獲から施設搬入までの衛生管理の知識、 ○ ペットフードとして利用する場合には、多様な部位の特徴を活かしたペットフードの製造・加工技術、安全なペットフードを確保するための製造管理に関する知識経験、 ○ 皮革として利用する場合には、皮に付着した肉や脂の除去、腐敗防止のための塩漬け等の方法の知識経験をそれぞれ想定しています。
(8-3) 法第 15 条に「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施」とありますが、具体的にどういった関係者の連携によるどのような研修を想定していますか。また、このため国及び地方公共団体はどのような対応を行うことを想定していますか。	・ 被害防止対策のための人材育成については、射撃場を活用した講習の実施や、猟友会と連携した高度な捕獲の技能の向上のための研修、高等教育機関との連携による被害防止対策の専門的な人材育成を図るための教育プログラムの実施等を想定しています。 ・ また、捕獲した鳥獣の有効活用のための人材育成については、新たに処理加工施設に従事する者に対する衛生的な処理や解体等の技術・知識に関する研修や、それらについてのレベル向上のための研修会の開催を想定しています。

	・ さらに、「ジビエハンター」を育成するため、捕獲や食品衛生に係る有識者等と連携して実施する研修、加えて、より高度で専門的な知識を有する指導者等の育成のための研修の実施等を想定しています。 ・ 国及び地方公共団体が行う対応としては、関係機関、関係団体等の協力を得て研修の機会を確保・提供するほか、それらの機関等が行う研修に対して、カリキュラム作成への協力、その他円滑な実施のために必要な支援を行うことを想定しています。
9. 施行日について	
(9-1) 改正法の施行日はいつを予定していますか。	・ 改正法の施行日については、「公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日」（改正法附則第1項）とされています。 ・ 今後、施行日を定める政令に関する所定の手続きを経て、9月に改正法を施行することを予定しています。